

後期高齢者医療

保険料の決定通知と 納入通知書を送ります



後期高齢者医療制度に加入している75歳以上、または一定の障がい(※)がある65歳以上のかたに、平成23年中の所得などをもとに算定した「保険料額決定通知書」と「納入通知書」を7月13日(金)にお送りします。

※身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちのかた。

問い合わせ 後期高齢医療課 ☎(866)2513



後期高齢者医療 保険料の計算方法

所得割額(加入者の所得に応じた分)
(所得-33万円)×8.07%
+
均等割額(加入者に等しく負担いただく分)
39,710円
||
保険料(年額)
(100円未満切り捨て。上限額55万円)

所得に応じて保険料を軽減します

所得割額を5割軽減

対象▶被保険者の所得から33万円を引いた金額が58万円を超えないかた

所得割額を0円に、均等割額を9割軽減

対象▶後期高齢者医療に加入する前日まで健康保険(国保、国保組合を除く)の被扶養者だったかた

均等割額の軽減

被保険者と世帯主の 総所得金額	軽減 割合	軽減後の 均等割額
33万円以下	8.5割	5,956円
被保険者のそれぞれの年 金収入が80万円以下で、 そのほかに所得がない	9割	3,971円
「33万円+(24万5千円×世 帯主を除く被保険者数)」以下	5割	19,855円
「33万円+(35万円×被保険 者数)」以下	2割	31,768円

口座振替で納付できます

保険料の納付を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます。7月20日(金)まで手続きすると10月から引き落としが止まります。

持ち物

被保険者本人の印鑑/振替口座の預金通帳・お届け印/保険料額決定通知書(納付書)

受け付け窓口

後期高齢医療課(市役所議場棟1階)/北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター/アルヴェ駅東サービスセンター/岩見三内・大正寺の各連絡所

年金保険料免除の種類

種類	納付月額	年金支給額
全額	0円	2分の1
4分の3	3,750円	8分の5
半額	7,490円	4分の3
4分の1	11,240円	8分の7
若年者	0円	資格期間算入のみ
免除なし	14,980円	満額

免除期間も年金の受給資格期間に入ります!

国民年金保険料の免除申請

所得の減少や失業などで国民年金保険料の納付が難しいとき、本人の申請によって納付が免除される申請免除制度があります。国保年金課 ☎(866)2097



免除には保険料の全額、4分の3、半額、4分の1があり、本人と配偶者、世帯主の所得が審査されます。

また、30歳未満のかた(学生を除く)が対象の若年者納付猶予制度もあります(上表参照)。学生のかたは国保年金課へお問い合わせください。

免除・猶予された期間の保険料は10年以内なら後で納めること(追納)ができ、納めた分は年金受給額に計算されます。免除された期間は年金を受け取るための資格期間の25年に入ります(障害基礎年金の要件である納付済期間にも入ります)。免除の種類によっては納付しないと期間に入りませんのでご注意ください。

受付窓口

国保年金課(議場棟1階)/北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター/アルヴェ駅東サービスセンター/岩見三内・大正寺の各連絡所

持ち物

年金手帳/印鑑/災害や失業などが理由のかたはそれを証明するもの(り災証明書・離職票など)

申請期間

平成23年7月～24年6月分の納付
▼7月31日(火)まで
平成24年7月～25年6月分の納付
▼平成25年7月31日(水)まで

*平成24年6月分までの全額免除や若年者納付猶予を申請したとき継続を希望したかたは、平成24年7月分からの申請が不要な場合があります。詳しくは日本年金機構から届く通知をご覧ください。 ☎(866)2309

受給者証の更新は受給者証を忘れずに！



福祉医療制度は、病院などで払う医療費の自己負担分(1～3割)を助成する制度です。下表の対象に該当するかたに、申請により受給者証を交付します。

今年度は昨年度と同じ内容で実施します

福祉医療制度

障がい福祉課 ☎(866)2093・ファクス(863)6362

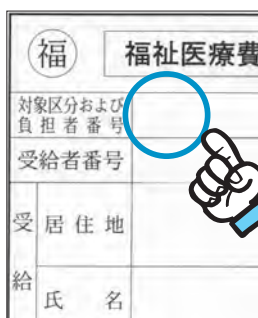
対象者	該当要件
乳幼児 0歳～小学校就学前のお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	0歳 1歳 全員に入院・通院医療費を助成 (所得を確認させていただきます)
	2歳 以上 入院…全員に助成します 通院…所得制限があります
	<p>2歳以上児の通院の所得制限</p> <p>市・県民税の特別徴収税額通知書(納税通知書)にある総所得額から社会保険料控除(一律8万円)や医療費、雑損などを控除した額が267万2千円(扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算)を超えると福祉医療制度の対象になりません。父母の所得はそれぞれの金額で判断し、いずれかが超えると該当しません。</p> <p>★1歳以上で市区町村民税所得割が課税されている世帯のかたには、自己負担分の半額を支払っていただきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1,000円が上限です。</p>
・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭	<p>18歳までのお子さん (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)</p> <p>*おさんが就職などで社会保険本人(※)になると該当しません。 *所得制限があります。</p> <p>※社会保険本人…秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の3つ以外の健康保険の被保険者</p>
重度心身障がい児(者)	<p>身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた</p> <p>*社会保険本人(上欄※)は所得制限があります。</p>
高齢身体障がい者	<p>65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた</p> <p>*社会保険本人(上欄※)は該当しません。 *所得制限があります。</p>

更新…受給者証を7月下旬に送付

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。受給者証の有効期間が平成24年7月31日までの更新対象のかたへ、6月に更新申請書をお送りしました。期限まで提出したかたには判定結果を7月下旬にお知らせし、更新要件を満たすかたには新しい受給者証を同封します。

更新申請書をまだ提出していないかたは早めに提出してくださるようお願いします。

●お持ちの受給者証の○部分をご確認ください



「78」のかた…今回の更新対象ではありません。現在お持ちの受給者証を引き続きお使いいただけます。

「80」で、平成22年7月生まれのお子さん…更新対象に該当しませんので新規申請が必要です。

新規申請を受け付けます

左表に該当するかたは、申請すると受給者証が交付されます。23年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は交付される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申し込み開始日	乳幼児…7月17日(火)から 乳幼児以外の対象者…7月23日(月)から
---------	--

福祉医療の申請・変更手続きはこちら

障がい福祉課(市役所福祉棟1階)／北部市民サービスセンター／西部市民サービスセンター
河辺市民サービスセンター／雄和市民サービスセンター／アルヴェ駅東サービスセンター

受け付け日時	平日の午前8時30分～午後5時15分 (アルヴェのみ午前9時から)
--------	--------------------------------------

健康保険が変わったら福祉医療の手続きを



加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、右記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。また、退職などによって任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。